時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報社神戶出張所設置

時事新報は一年三百六十五日一日も休みなき新聞紙なりとて其評判甚だ高く關西地方の配達紙數近來頓に增加したるに付ては一層配達幷に通信等の便利を謀り今般新たに神戶港榮町六丁目百六十九番地に時事新報社の出張所を設置し神戶兵庫市內は新報着次第直に出張所より配達し又下廻りの新報も是迄は橫濱より神戶へ着の上一旦之を大坂に廻し同地より更に下通ひの汽船に托するの手都合なりしも今後は之を改め神戶出張所の手を以て直に同船に積入るゝ事とあしたるに付ては神戶兵庫市內の配達は申すに及ばず中國四國九州の各地方に至るまで新報の到着は今後一層速かなるを得べし此出張所にては御注文に應じて神戶兵庫の看客へ時事新報の直配達を爲すのみならず新報へ登載する廣告の御依賴とも引受くべし

時事新報

僧侶は殖業の奬勵者たるべし

佛法は迷を轉じて悟を開き即身成佛を目的とするもれゑして涅槃と云ひ寂滅と云ふ深く其奥義を窺ふときは遂に萬法是空に歸して瞑目不言の中に獨り自ら別乾坤を形造るに至るもれゝ由なれば其超然として高尙なるは固より夫の紅塵紫陌の間に營利に奔走するの類にあらず迷ふと悟るとは佛と凡夫の別るゝ所にして全く相反對のものなりと雖も佛法も亦是れ人間世界にありて存するものゝ一種なれば結局此等の凡夫を濟度して次第に斯道に誘導するの外ある可らず是れ即ち布敎の大義にして僧侶の最も力を盡すべき所のものならん然り而して其法を弘むる亦自ら法あり後生を願む爺媼に向て西方極樂の說至極妙ならんと雖も滿天下の凡夫れ未だ後生を願むに遑なくまて寧ろ世間の人事に忙はしく其人事とは營利の外殆んど他なしと云ふべき程のものなれバ此輩をして佛道に歸依せしめんとするには漠然ふる經文題目を唱ふるのみにても不可なり高尙なる恐懼を說くも亦不可なり其誘引の捷徑は先づ人の最も好む所に隨ひ實利の功德を與へて以て坐ろに信仰の念を起さしめて漸次に佛緣を結ぶの方便に若くものなかる可し然りと雖も讀れ之を方便の又方便なりとて竊に貌ばざる者もあらんかなれども事元より法の爲めあるは勿論、本來凡夫の迷を救ふと共に兼て天下の爲めに害を除き利を興すは佛家に所謂慈悲の趣旨にして此趣旨を等閑に看過ぐる者こそ佛意に戻る者なれば民利國益を興すは佛法の眞面目と云ふべし是れ獨り我輩の私言に非ず古の高僧が始めて數を弘布したる其形跡を察するに大抵皆人民に生業を敎へ日用直接の功德を施して其有り難さを感悟せしめ生業の發達を重ねて漸く佛緣を結ばしめたるものゝ如し傳へ聞く今日民間必需の事物中にも僧侶の開始したるものにして先づ第一に黄檗萬福寺の開山隱元和尙が京都に宇治村を開したるを以て起原せるし茶は建仁寺の榮西和尙が始めて支那より茶種を齎らし之を京都栂尾の明惠上人に贈りて宇治の銘茶となり爾來延ひて民間に及びたるものなりと陶器は天平年間行基大僧正の新工風にして後ち永平寺の開山道元禪師が尾州瀨戶の人加藤四郞左衞門に傳習せしめ今猶ほ藤四郞燒の名あり衞生病院は四天王寺こそ其始めにして即ち施藥院、療病院、悲田院、敬田院これを併稱して四天王寺と云ひ聖德太子れ旨に出でたるものなり此太子の起業い種々數多にして建築、敎育、製瓦等其最も著るしきものあらん其他弘法大師が諸國を巡錫して水利土功無量の功德を施し親鸞上人が未開不毛の地を開きたる等は今猶ほ人口に膾炙する所と以ても知るに足るべく一々枚擧に遑あらずと雖も當時これに由りて民心を誘ひ後世其澤に浴まて永く信仰の念を繋ぎたる所以のものは皆是れ實利の功德に非ざるはなし顧みて今の僧侶は如何と尋ぬるに寧ろ民間の實業に遠ざかるの趣ありて之れを其昔の人に比すれバ相距る甚だ遠しと云はれて答辨なかる可し我輩の竊に惜む所のみならず全國十萬の僧侶が空しく檀家の資給に衣食して民間の利益に一向關係せずとありてハ誠に相濟まざる次第なりとて僧侶間にも夙に議論のある由なれば我輩は是に於て敢て一案を呈出せんに僧侶に托すべき事業種々ある中にも蠶業と奬勵そるの任に當らんとは特に希望に堪へざる所の者なり每度申す如く我國ハ養蠶製絲の國柄にまて行末とも由て以て國の昌盛と維持する者は主として蠶業に在るとあれば其愈盛大なるに隨て民間の利益ハ愈增殖し當業者の數次第に加はるに隨て海外需要の道は次第に弘まり實に我國無盡無量の財源なれば今日に於て廣く之を奬勵するは人民生業上の功德にして一國百年の利益なる可し近來各地方に於て蠶絲共進會杯の續々勃興するに至りたるハ吾人の共に相祝する所あり雖も此等共進會品評會の類ハ唯或る都會の地に止まり區域甚だ廣からずして其效未だ寒村僻邑の間に及ばず養蠶の實業上より觀れば田舍の片山里こそ至極究竟の土地なるべきに如何にせん文明の雨露洽からずして村民の朴直ある蠶業の鴻益あるを解せず又之を知る者あるも殺生の罪深きを懼れて斷念する者さへ多しと云ふ堪へ難き事共なり左れば今この妄念を排除せんとするには種々の手段もあるべしと雖も僧侶が自から其地に到りて說法と共に之を說諭誘導するの優れるに若くもれなかる可し殺生は佛法の禁戒なりと云ふも其法の區域甚だ廣くして信者の漁獵尙且之を咎めず法界れ餘地綽々然として天下の大利の爲めにするときは破戒にして破戒に非ずと云へ是養蠶を勸むるに於て何の憚かる所あらんや山河を涉り雨雪を犯し行脚到る處に民利を興すときは人皆其實利の功德の高きを仰ぐと同時に佛緣を結ぶの容易なるを得るに至るべし啻に天下の公益のみならず佛家の私に於ても傳道弘法の爲めに利する所大なる可し

官報

○司法省訓令第二十六號　檢事

司法省特別認可法律學生徒卒業者代言試驗ヲ出願セントスルトキハ代言人規則第二十七條第二十八條ニ拘ハラス免許狀ヲ授與スヘキニ付出願ニ際シ卒業證書ヲ檢査シ其寫ヲ願書ニ添ヘテ進達スヘシ

明治廿年十二月十三日　司法大臣伯爵山田顯義

○農商務省告示第九號

來明治二十二年五月五日ヨリ同年十月三十一日マテ佛國巴里府ニ於テ萬國大博覽會開設ニ付キ出品セント欲スル者ハ左ノ手續ニ據ルヘシ

明治廿年十二月十三日　農商務大臣伯爵黑田清隆

佛國巴里府萬國大博覽會出品手續

第一條　本會ヘ出品セント欲スル者ハ出品願書二通ヲ作リ之ニ出品概目錄(書式第一號)一通ヲ添ヘ農商務大臣ニ宛テ其管轄廳ヲ經テ明治二十一年四月三十日限リ(四月三十日ハ當省ヘ到達ノ日限ヲ云フ以下日限アルモノハ總テ之ニ傚フ)當省ヘ願出ヘシ但渡航志願ノ者ハ出品願出ノ節同時ニ其旨願出ヘシ此渡航人費用ハ第六條官給ノ外總テ自辨タルヘシ○第二條　出品ノ許可ヲ得タル者ハ出品本目錄出品解說書(書式第二號及第三號)各二通ヲ作リ其管轄廳ヲ經テ明治二十一年七月二十日限リ當省ヘ差出スヘシ○第三條　出品人自ラ渡航シ難キモノ、爲メニ委託引受人ヲ撰定シ追テ其住所氏名ヲ廣告シ且ツ委託引受手續等ハ本人ナレテ廣告セシムヘキニ付出品方諸事委託スヘシ」但各自ノ便宜ニ依リ第一條但書ノ渡航人ヘ委託スルモ妨ケナシ○第四條　出品ハ明治二十一年十二月二十日ヨリ同二十二年一月二十日迄ノ間ニ便宜次第橫濱ヨリ積出スヘキニ付渡航出品人及委託引受人ニ於テハ其出帆七日前ニ入記目錄(書式第四號)二通ヲ當省ヘ差出スヘシ」但出帆日限ハ其都度相達スヘシ○第五條　出品ハ本邦輸出入共海關稅免除タルヘシ○第六條　橫濱ヨリ彼地會場マテ出品ノ往片道運賃(凡四百噸ヲ限ル)同海上保險料(原價ニ五割ヲ加ヘ其高凡十萬圓ヲ限ル)裝飾、飾臺、飾箱、海外滯留費及出品目錄印刷ハ官費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ其他ノ諸費及特別ノ望アルモノハ都テ自辨タルヘシ」但運賃保險料トモ本條ノ製限ヲ超過シタルトキ運賃ハ其容積保險料ハ其原價ニ割合出品人各自ニ負擔セシムヘシ○第七條　出品荷造ハ十分注意シテ堅固ニナシ決シテ油紙等ノ如キ可燃質ノモノハ用ユヘカラス○第八條　本會規則第二十九條ノ物品其他油紙等ノ如キモノヲ以テ製出セル物品ハ他ノ物品ニ損害ヲ與フルノ虞アルニヨリ必ス別箱トナシ他品ト混同一箱中ニ詰合スヘカラス」但該物品ヲ詰タル箱ニハ其箱ノ一隅ニ危險物ノ三字ヲ必ス揭記シ置クヘシ○第九條　外箱ノ表記ハ官ニ於テナスヘシト雖モ渡航出品人及委託引受人ハ隷テABCノ符號ヲ配與スヘキニ付其符號及箱ノ番號(橫文數字)ハ各自ニ於テ每箱ノ隅ニ(三方面ヨリ少ナカラス)之ヲ記載スヘシ○第十條　本會規則摘要左ノ如シ但第一號ヨリ第三號迄ノ附錄ハ追テ告示スヘシ

(本會規則摘要幷ニ書式略ス)

○北海道鐵道賃錢改正　幌內鐵道汽車乘客賃錢は來る二十一年一月一日より左の通改正す(北海道廳)

停車場		手宮住吉	朝里	錢函	輕川	琴似	札幌	江別	幌向	岩見澤	幌內太
幌內	上	一、一〇	一、〇四	九二	八二	七四	七〇	四四	三二	一八	六
	並	二八	七八	六九	六二	五五	五二	三三	二四	一三	四
幌內太	上	一、〇六	九八	八八	七八	七〇	六六	三八	二八	一四	
	並	七九	七三	六六	五八	五二	四九	二八	二三	一〇	
岩見澤	上	九二	八六	七四	六六	五六	五二	二六	一六		
	並	六九	六四	五五	四九	四二	三九	一九	一二		
幌向	上	七八	七二	六〇	五二	四二	三八	一二			
	並	五八	五四	四五	三九	三二	二八	九			
江別	上	六八	六〇	五〇	四〇	三二	二八				
	並	五二	四五	三七	三〇	二四	二二				
札幌	上	四二	三四	二四	一四	六					
	並	三二	二五	一八	一〇	四					
琴似	上	三六	三〇	二〇	一〇						
	並	二七	二二	一五	七						
輕川	上	二八	二三	一〇							
	並	二二	一六	七							
錢函	上	一八	一二								
	並	一三	九								
朝里	上	八									
	並	六									

手宮住吉間　上 四　並 三

(以上本年十二月十三日官報)

雜報

○加奈陀太平洋鐵道の競爭者　英國の或る新聞の論ずる所に據れば露國にて虛無黨の其勢力を回復して今の內治改革を妨害せざる以上は殆んど世界の全部に鐵道を通ずるに至るは數年の內にあるとなるん露國皇帝れ加奈陀太平洋鐵道の速に工を竣りて其影響の同帝國に及ぶもの尠からざるに刺衝されサイベリヤ鐵道を敷設してカレイス(佛國の都府)と露領浦鹽斯德を聯結せしめ旅客をして東西兩半球と鐵道に由りて一周せしむるの大事業を共圖をなすに至りたるが露國サイベリヤ鐵道を設くる事は洋の距離を減少して交通線路を短縮ならしめざる て同氏の論に據れば右線 レタウスト、ナリアブ、コ ムスク、トムスク、ベイカ ヲ河れ上流、黑龍江上流の 央バレイヤ、リツトル カ ユツリーヴアレイ(谷)及 も此線路に就てサイベリ は必ず不平と唱ふるとあ の成功するに至るもエカ 鐵道も漸次落成に赴くと を與ふるとはなるべし て支那の國境に近接すべ 右は或人には無用の注意 雖ども蒙古及び滿州地 强盛となり內地よりの移 制止するにも拘はらず露 防くにれユツリー地方の 露國政府も千八百八十三 農民を妻子家族と共に浦 に露國人民れ元素を增加 まて落成の時に至らば著 れとあらず人民も私に ならん尤も將來此鐵道よ るに至るべく又明白なれ るものあるが兎も角シ 就の曉には支那の旅客及 德に來り夫よりサリベリ とあらん而して此鐵道旅 るべければ之を以て加奈 者とあすに至るべきは明

○水產擴張の懸案　義に せし農商務省水產局の山 り將來擴張の意見れ同 に漁業の爲め生を營む者 數五千餘あり而して其收 ぎずと云ふ之を漁民に分 國に過ぎず又之を漁船數 國あるのみ漁場の廣大に 今將來漁業製造書類の三 收利を增加すべきや蓋し 國餘を增加すべきれ豫想 殖の結果より生ずるもの るもの廿萬圓製造の改良 漁より凡そ十五萬圓、 り凡そ五萬圓又製造に就 飼料粕より八千圓鰯より より一萬圓鯡鮮乾(カス てれ小鯛外十一品より凡 海鼠鮑鰯漁萊海藻等より て此他の遺利を拾收せば き云々を秘述し同縣知事 の官民に利益と與へたる

昨夕近火ノ節ハ態々御見舞被下有難奉謝候混雜中尊名伺洩モ可有之ト存候ニ付乍略儀以新聞御禮申上候

十二月十四日　銀座四丁目

森村組

來ル十六日(第三金曜日)常會幷ニ講話會相開候間親友方御誘引午後第六時御來會相成度此段會員諸君ニ告ク

但演題左ノ如シ

[illegible]

昨夕近火ノ節ハ態々御見舞被下難有奉謝候混雜ノ際尊名伺洩レモ可有之ト存候ニ付乍略儀以新報紙上御禮申上候

十二月十四日

時事新報社

近火御禮　京橋銀